

三重県漁業調整規則

昭和四十一年四月十五日 三重県規則第二十一号
改正 昭和四十五年 七月二十一日 三重県規則第三十四号
昭和四十六年 四月十六日 三重県規則第二十三号
昭和四十八年十二月十八日 三重県規則第七十三号
昭和四十九年 九月十三日 三重県規則第五十九号
昭和五十二年十月十四日 三重県規則第五十九号
昭和五十八年 六月十一日 三重県規則第二十二号
昭和六十一年 五月二十三日 三重県規則第三十三号
平成 二年十二月十八日 三重県規則第五十五号
平成 六年 五月二十四日 三重県規則第七十四号
平成 六年 九月三十日 三重県規則第九十七号
平成 七年 九月 一日 三重県規則第六十二号
平成 八年 一月 九日 三重県規則第三号
平成十二年 三月二四日 三重県規則第十五号
平成十三年 三月三十日 三重県規則第四十五号
平成十四年 一月十一日 三重県規則第一号
平成十四年 三月二十九日 三重県規則第二十四号
平成十六年 八月二十七日 三重県規則第五十九号
平成十七年 八月三十日 三重県規則第六十八号
平成十八年 四月十四日 三重県規則第五十七号
平成二十年 三月三十一日 三重県規則第五十二号
平成二十一年七月七日 三重県規則第五十九号
平成二十三年四月八日 三重県規則第二十二号
平成二十六年四月一日 三重県規則第三十七号

三重県漁業調整規則を次のように定める。

三重県漁業調整規則

三重県漁業調整規則（昭和二十六年三重県規則第五十二号の一）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 漁業等の許可（第七条—第三十四条）

第三章 水産資源の保護培養及び漁業等の取締り等（第三十五条—第五十九条）

第四章 罰則（第六十条—第六十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）及

び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまつて、水産資源の保護培養、漁業取締り、その他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 この規則は、法第八十四条第一項に規定する海面（以下「海面」という。）及び法第八条第三項に規定する内水面（以下「内水面」という。）に適用する。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第三条 県内に住所を有しない者が、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

- 一 刺し網漁業（さんま流し網漁業に限る。）
- 二 敷網漁業（さんま棒受網漁業に限る。）
- 三 第一種区画漁業（法第六条第四項第一号の第一種区画漁業をいう。）

（代表者の届出）

第四条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、第一号様式の一（代表者の変更の届出は第一号様式の二）によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第八条第六項の規定による認可の申請書 第二号様式
- 二 法第十条の規定による免許の申請書 第三号様式
- 三 法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 第四号様式

（小型機船底びき網漁業の地方名称）

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ当該下欄に掲げるものとする。

（注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。）

小型機船底びき網漁業の種類	地 方 名 称
手繰第1種漁業	たたき網漁業
手繰第2種漁業	備前網漁業 えびびき網漁業 自家用餌料びき網漁業
手繰第3種漁業	貝けた網漁業 なまこけた網漁業 なまこ・かきけた網漁業 餌料けた網漁業
その他の小型機船底びき網漁業	まめ板網漁業

第二章 漁業等の許可

(漁業の許可)

第七条 海面において次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第六号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第五号、第六号及び第九号から第十一号までに規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- 一 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）
- 二 機船船びき網（以下「機船船びき網漁業」という。）
- 三 ごち網（以下「ごち網漁業」という。）
- 四 刺し網（次号に掲げる漁業の方法を除く。以下「刺し網漁業」という。）
- 五 固定式刺し網（建網を使用するものを含む。以下「固定式刺し網漁業」という。）
- 六 敷網（以下「敷網漁業」という。）
- 七 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）
- 八 さよりすくい網（以下「さよりすくい網漁業」という。）
- 九 小型定置網（建干網を使用するものを含む。以下「小型定置網漁業」という。）
- 十 地びき網（火光を利用するものに限る。以下「地びき網漁業」という。）
- 十一 飼付（以下「飼付漁業」という。）

(内水面における水産動物の採捕の許可)

第八条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合及び法第二百二十九条の遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

- 一 やな
- 二 まき網
- 三 刺し網（狩刺し網を含む。）
- 四 建切網（張切網を含む。）
- 五 地びき網
- 六 ふくろ網
- 七 鵜飼漁法
- 八 寄せ魚式漁法

(許可の申請)

第九条 漁業及び水産動植物の採捕（以下「漁業等」という。）に関し法第六十六条第一項の規定及び第七条の規定による漁業の許可又は前条の規定による内水面における水産動物の採捕の許可（以下「漁業等の許可」という。）を受けようとする者は、法第六十六条第一項の規定による漁業及び第七条第一号から第六号までに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに第五号様式の一（小型機船底びき網漁業にあつては第五号様式の二）、又は前条の規定による採捕にあつては第六号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第二十六条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の申請は知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第二十三条第一項、第二十八条及び第二十九条第一項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。
- 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示するものとする。
- 4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。
- 5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は第一項の申請書のほか、許可に関し必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(許可の有効期間)

第十条 漁業等の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十八条又は第二十九条第一項の規定によつて許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。
- 3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において三重海区漁業調整委員会又は三重県内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、第一項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第十一条 知事は、漁業等の許可をしたときは、その申請者に第七号様式の一（小型機船底びき網漁業にあつては第七号様式の二）又は第七号様式の三の許可証を交付する。

(許可証の携帯義務)

第十二条 漁業等の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業等を行うときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者（内水面においては「従事者」以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 許可証の書換申請その他の理由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業等を行うときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十三条 漁業等の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第十四条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船首、船橋又は両舷側で外部から見やすい箇所に第八号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可等の制限又は条件)

第十五条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業等の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることができる。

(許可の内容に違反する漁業等の禁止)

第十六条 漁業等の許可を受けた者は、次の各号に掲げる漁業等の許可の内容(以下同じ。)に違反して当該漁業を営み、又は水産動物の採捕をしてはならない。

一 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間

二 その他の漁業にあつては、漁業種類、操業区域及び操業期間

三 内水面における水産動物の採捕にあつては、採捕の種類（当該漁具又は漁法による水産動物の採捕を魚種等により区分したものをいう。以下同じ。）、採捕区域及び採捕期間

(許可等の内容の変更の許可)

第十七条 漁業等の許可又は起業の認可を受けた者は、漁業等の許可の内容又は許可の内容となる事項を変更しようとするときは、第九号様式の一又は第九号様式の二による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第九条第六項の規定を準用する。

(許可証の書換交付の申請)

第十八条 漁業等の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るもの又は採捕の種類、採捕区域及び採捕期間に係るものを除く。）に変更を生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事又は機関換装の終つたとき）は、速やかに第十号様式の一又は第十号様式の二による申請書を提出して、知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十九条 漁業等の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに第十一号様式による申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第二十条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

- 一 第十七条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- 二 第十八条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 三 第三十条第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十三条第一項の規定により漁業等の許可につき、その内容を変更し、又は制限し、若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第二十一条 漁業等の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届出なければならない。
- 3 漁業等の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前二項の手続をしなければならない。

(起業の認可)

第二十二条 法第六十六条第一項の規定及び第七条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者で、現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、第五号様式の一（小型機船底びき網漁業にあつては第五号様式の二）による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第九条第二項から第六項までの規定は、第一項の認可の申請に準用する。

第二十三条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間満了の日に効力を失う。

(許可等をしない場合)

第二十四条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、漁業等の許可又は起業の認可をしないものとする。

一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

二 その申請に係る漁業と同種漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

三 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしない場合には、あらかじめ、三重海区漁業調整委員会又は三重県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を書面をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該処分について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしない場合には、三重海区漁業調整委員会又は三重県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(許可等についての適格性)

第二十五条 漁業等の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第二十六条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第七条各号に規定する漁業及び法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2 法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は前項の規定により知事が定めた定数とみなす。

3 知事は、定数を定める場合（前項の規定により知事が定めたものとみなされる場合を含む。）において、特に漁業調整上必要があると認めるときは、漁業種類ごと、操業区域ごと又は船舶の規模ごとに定数を定めることができる。

4 知事は、第一項又は前項の定数を定めようとするときは、あらかじめ三重海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

5 知事は、第一項又は第三項の定数（第二項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。）を定めるときは、これを公示する。

6 前二項の規定は、第一項及び第三項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

（許可等の基準）

第二十七条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を超える場合には、知事は、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

一 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

二 当該漁業の従事者が、当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば、当該漁業の定数を超える場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第九条第三項（第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていたもの）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の許可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をするとすれば、定数を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

一 当該漁業の操業状況

二 各申請者が当該漁業に依存する程度

三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、三重海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

（許可等の特例）

第二十八条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合には、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十四条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

第二十九条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号の一に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一である場合には、第二十四条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合

二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせて使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、水産資源の保護培養若しくは漁業調整又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に定めて公示するものを営み、若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 当該漁業の従事者が、自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第二号の規模若しくは同項第三号の漁業を定め、又はこれらを変更しようとするときは、三重海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

（相続又は法人の合併若しくは分割）

第三十条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の取消し）

第三十一条 知事は、漁業等の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十五条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、漁業等の許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業等の許可又は起業の認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、三重海区漁業調整委員会又は三重県内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第三十二条 知事は、漁業等の許可を受けた者が、その許可を受けた日から六箇月間又は引続き一年間休業（内水面において当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないことを含む。）したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業等の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第一項若しくは第五十条の規定に基づく処分又は法第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、法第六十八条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく命令により操業（内水面において当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をすることを含む。以下第三十三条において同じ。）を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（漁業調整等のための許可等の変更、取消し、又は操業停止等）

第三十三条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、漁業等の許可若しくは起業の認可につきその内容を変更し、制限し、若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることができる。

2 漁業等の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は同項の違反者に係る漁業等の許可の全部について行うことができる。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業等の許可若しくは起業の認可につき内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第一項及び第二項の場合は、第三十一条第二項の規定を準用する。

（許可等の失効）

第三十四条 漁業等の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第三十条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、効力を失う。

2 漁業等の許可を受けた者が当該漁業等を廃止したときは、その許可は、効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号の一に該当するものはその効力を失う。

一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業等の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十五条 水産動植物に有害なものを遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)

第三十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ当該下欄に掲げる期間は、採捕してはならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

名 称	期 間
あ わ び	9月15日から12月31日まで
い せ え び	5月1日から9月30日まで。ただし、鳥羽市離島地域以北の海域においては、5月1日から9月15日まで
た い ら ぎ	6月1日から7月31日まで
あ ゆ	1月1日から5月10日まで。ただし、木津川及びその支川並びに熊野川水系（大又川及びその支川を除く。）においては、1月1日から5月25日まで並びに木曾川においては、1月1日から5月31日まで
あまご（あめご）	10月1日から翌年2月末日まで
う ぐ い	3月1日から5月31日まで（熊野川水系に限る。）

備考 この表において「鳥羽市離島地域以北の海域」とは、次に掲げる基点1、点ア、点イ、点ウ及び愛知県田原市伊良湖町古山頂上を結んだ線以北の海域（別表第一）をいう。

基点1 鳥羽市浦村町、石鏡町界

基点2 鳥羽市菅島町白崎（シラヒゲ大松跡）

基点3 鳥羽市神島町大イロ島島頂

点ア 基点1から八度三十分千三百六十四メートルの点

点イ 基点2から百十六度の線と基点3から百七十六度五十分の線との交点

点ウ 基点3から百二十四度十五分四千五百四十五メートルの点

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(体長等の制限)

第三十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ当該下欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

名 称	大 き さ
は ま ぐ り	殻 長 3センチメートル以下
あ さ り	殻 長 2センチメートル以下
あ わ び	殻 長 10.6センチメートル以下
さ ざ え	殻蓋の長径 2.5センチメートル以下
い せ え び	頭 胸 甲 長 4.2センチメートル以下 (両眼上棘基部中央点から頭胸甲後端中央点に至る長さ)
ぶ り	全 長 15センチメートル以下
う な ぎ	全 長 20センチメートル以下。ただし、熊野川水系は、30センチメートル以下
こ い	全 長 15センチメートル以下 (熊野川水系に限る。)
あまご (あめご)	全 長 12センチメートル以下。ただし、熊野川水系は10センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁業の禁止)

第三十八条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない

- 一 沖縄式追込網
- 二 空釣こぎ

(漁具及び漁法の禁止)

第三十九条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 小型機船底びき網漁業に使用するL字型網口開口板
- 二 水中に電流を通じてする漁法

(漁具の制限)

第四十条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあつては、それぞれ当該下欄に掲げる範囲でなければならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

名 称	範 囲
さんま流網	1隻につき使用する網 仕立て上がり全長 9,100メートル以下
さわら流網	1隻につき使用する網 仕立て上がり全長 750メートル以下
自家用餌料びき網	1隻につき使用するビーム 全長 7.5メートル以下

(禁止区域等)

第四十一条 次の表の上欄に掲げる水域のうち、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

水 域	禁 止 区 域	禁 止 期 間
員弁川筋	一般国道1号の町屋橋から近畿日本鉄道名古屋線鉄橋までの区域	10月1日から同月31日まで
雲出川筋	津市新家町から松阪市嬉野見永町に通じる大正橋から笠松頭首工の下流500メートルまでの区域	5月11日から6月15日まで 及 び 9月20日から10月20日まで
	津市美杉町川上地内の三重大学生物資源学部附属演習林入口北側門柱と、同門柱から0度の線と平倉川左岸との交点を結ぶ線から上流の同川の区域	1月1日から12月31日まで
櫛田川筋	松阪市東久保町地内の大平橋から同市下七見町から同市魚見町に通じる魚見橋までの区域	10月1日から同月20日まで
宮川筋	伊勢市地内の度会橋から東海旅客鉄道株式会社参宮線鉄橋までの区域 伊勢市大倉町と同市佐八町との境界(宮川右岸)から320度の線から上流360メートルまでの区域 伊勢市円座町11番地の円座町農業用水揚ポンプ小屋から300度の線から上流360メートルまでの区域	10月1日から同月20日まで
五十鈴川筋	伊勢市宇治館町から同市宇治中之切町に通じる新橋から上流の区域	1月1日から12月31日まで
大又川筋	熊野市飛鳥町大字神山地内の石間淵川及び同市五郷町大字寺谷地内の清水谷川	1月1日から12月31日まで

第四十二条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、中欄に掲げる漁具で、下欄に掲げる区域においては、採捕してはならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

名 称	漁 具	区 域
たい	まき網	1 鳥羽市国崎町鑑崎東端 2 鳥羽市石鏡町石鏡島東端 3 鳥羽市菅島町白崎東端 4 鳥羽市答志町築上崎東端 5 鳥羽市答志町大築海島東端 6 鳥羽市答志町小築海島頂上 7 鳥羽市神島町岡の鼻から 15 度 1,454.5 メートルの点 8 鳥羽市神島町うの鼻から 55 度 45 分 1,636.4 メートルの点 9 鳥羽市神島町大イロ島から 130 度 25 分 4,545 メートルの点 10 8、9 直線の延長線と志摩市阿児町甲賀ささごの鼻から愛知県田原市大山頂上に至る線との交点 11 志摩市阿児町甲賀ささごの鼻から愛知県田原市大山頂上に至る線と 2、1 の直線の延長線との交点 前記 11、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11 を結んだ線によって囲まれた区域 (別表第 2)

(河口附近における漁業の制限)

第四十三条 員弁川河口であつて桑名市福岡町揖斐川河口突堤の基部と三重郡川越町亀崎新田突堤の突端を結んだ線から上流日の出橋までの区域内においては、地びき網漁業又は小型定置網漁業は二月一日から五月三十一日までの期間は操業してはならない。

(電気設備の制限)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一漁船につき、それぞれ当該下欄に掲げる範囲を超える電気設備をしてはならない。

(注：上欄→左欄、下欄→右欄に読み替えること。)

種 類	総 設 備 容 量 の 範 囲	
まき網漁業 (いわし、あじ又はさばを目的とするものに限る。以下同じ。)	発電機 (蓄電池を含む。)	20 キロワット
	集魚に使用する電球	10 キロワット
いかつり漁業	集魚に使用する電球	2 キロワット

2 まき網漁業に使用する火船の隻数は、一統につき、二隻以内とする。

(漁場区域等の岩礁破砕等の許可)

第四十五条 漁業権の設定されている漁場の区域 (海面に限る。) において岩礁を破砕し、又は土石 (砂を含む。以下同じ。) を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、第十二号様式による申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により許可をするにあたり、制限又は条件を付けることができる。

第四十六条 第四十一条に規定する区域内においては、土石を採取してはならない。ただし、水産動植物の保護培養に支障がない場合、その他やむを得ない理由がある場合において、知事が許可をしたときは、この限りでない。

(漁船の馬力数の制限)

第四十七条 伊勢湾（鳥羽市小浜町西崎から同市桃取町島ヶ崎、同市答志町長刀鼻、同市神島町ゴリ鼻、同町オオカ鼻を経て、愛知県田原市伊良湖町古山頂上、同県知多郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標及び同町大字林崎突端を順次結んだ線と陸岸によつて囲まれた海域（別表第三）をいう。）における小型機船底びき網漁業には、二百六十キロワットを超える推進機関を備える船舶を使用してはならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第四十八条 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のために従事してする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、内水面において水産動物の採捕をする場合は、この限りでない。

一 竿つり及び手づり

二 たも網及びさ手網

三 投網（船を使用しないものに限る。）

四 やす（火光を利用するものを除く。）、は具（じょれん又は火光を利用するものを除く。）

五 徒手採捕

(試験研究等の適用除外)

第四十九条 この規則のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、第十三号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、第十四号様式による許可証を交付する。

4 知事は、第一項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行つてはならない。

7 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、第十五号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

8 第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

9 第十二条及び第十三条の規定は、第一項又は第七項の規定により許可を受けた者について準用する。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第五十条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。法第百三十四条第一項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

2 前項前段の規定による停泊期間は、五十日を超えないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第一項後段の規定による停泊期間は、十日間を超えないものとする。

(船長等の乗組み禁止命令)

第五十一条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者(以下「船長等」という。)に対し当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前項の場合には、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(無許可船に対する停泊命令)

第五十二条 知事は、合理的に判断して漁業者が漁業の許可を受けないで、当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長等に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

2 前項の規定による停泊期間は、五十日を超えないものとする。

3 第一項の場合には第五十条第三項及び第四項の規定を準用する。

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第五十三条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長等に対し、期間を指定し、もつばら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることができる。

(停船命令)

第五十四条 漁業監督吏員は、法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をするときは、漁業に従事する船舶の船長等に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する信号のうち次に掲げるものを用いて行うものとする。

一 第十六号様式による信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第五十五条 法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、かつ、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第五十六条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第五十七条 定置漁業その他知事が別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、当該漁具の見やすい場所に、昼間にあつては第十七号様式による標識を水面一・五メートル以上の高さに、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

（はえनाव漁業及び流し網漁業の漁具の標識）

第五十八条 次の各号に掲げる漁業に従事する船舶の船長等は、その操業中、幹なわ又は網の両端に、水面一・五メートル以上の高さのボンデンを、中間に三百メートルごとに浮標を付けなければならない。この場合において、夜間にあつては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 まぐろはえनाव漁業

二 さんま流し網漁業及びさわら流し網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

（潜水器漁業の操業旗章）

第五十九条 潜水器漁業を営む者は、その操業中第十八号様式による国際信号旗を船舷上二メートル以上の高さに掲げなければならない。ただし、アクアラングを使用するものは、この限りでない。

第四章 罰則

第六十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条、第十六条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条又は第四十九条第六項の規定に違反した者

二 第十五条、第三十三条第一項、第四十五条第三項又は第四十九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第三十三条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

四 第三十五条第二項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項又は第五十三条の規定による命令に違反した者

- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第六十一条 第十二条第一項（第四十九条第九項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項若しくは第二項又は第四十八条の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第六十条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第六十三条 第十二条第三項（第四十九条第九項において準用する場合を含む。）、第十三条（第四十九条第九項において準用する場合を含む。）、第十八条、第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項、第三十条第二項、第三十二条第四項若しくは第五項又は第四十九条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 三重県小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年三重県規則第十六号の二）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、三重県漁業調整規則（昭和二十六年三重県規則第五十二号の一）及び三重県小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年三重県規則第十六号の二）（以下「旧則」という。）の規定に基づいてした許可その他知事の処分であつて、現に効力を有するものは、知事がこの規則の相当規定に基づいてすることができるものに限りこれに基づいてしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。
- 4 この規則の施行前に、旧規則により交付した許可証は、この規則の相当規定により交付した許可証とみなす。
- 5 この規則の施行の際、現に旧規則による許可を受けている船舶についてしている許可番号の表示は、その許可の有効期間中は、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現にさし網漁業のうち、きす流しさし網漁業及びごち網漁業のうち、うず（いさぎ）ごち網漁業を営んでいる者は、この規則施行の日から起算して一箇月間は、この規則の規定にかかわらず許可を受けないで当該漁業を営むことができる。
- 7 この規則施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、この規則施行後でもなお従前の例による。
- 8 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいてされた申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 9 第三十八条第一項の規定の適用については、昭和四十六年四月十六日から昭和四十七年十二月三十一日までの間、同項の表中

「

うなぎ	全長 20 センチメートル以下。ただし、熊野川水系は、30 センチメートル以下
-----	---

とあるのは、

うなぎ	全長 30 センチメートル以下（熊野川水系に限る。）
-----	----------------------------

とする。

附 則（昭和四十五年七月二十一日三重県規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年四月十六日三重県規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年十二月十八日三重県規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年九月十三日三重県規則第五十九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年十月十四日三重県規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県漁業調整規則別表一の規定は、昭和五十二年九月八日から適用する。

附 則（昭和五十八年六月十一日三重県規則第二十二号）

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六十一年五月二十三日三重県規則第三十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年十二月十八日三重県規則第五十五号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十八条第一項及び第四十七条の改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県漁業調整規則の規定により交付した許可証であつて現に効力を有するものは、この規則の相当規定により交付した許可証とみなす。ただし、この有効期間は、現に記載されている有効期間とする。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年五月二十四日三重県規則第七十四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県漁業調整規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県漁業調整規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成六年九月三十日三重県規則第九十七号）

1 この規則は、平成六年十月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年九月一日三重県規則第六十二号）

この規則は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成八年一月九日三重県規則第三号）

1 この規則は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月二十四日三重県規則第十五号）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第三条の規定により市町村の長を経由してされている申請又は届出は、改正後の三重県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第三条の規定により経由してされた申請又は届出とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則第十二条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、新規則第十二条第二項により知事が証明した許可証の写しとみなす。

4 この規則の施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により交付した許可証とみなす。

附 則（平成十三年三月三十日三重県規則第四十五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年一月十一日三重県規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日三重県規則第二十四号）

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）附則第二条第一項及び第二項の規定により馬力数についてなお従前の例によることとされる推進機関を備える漁船に係る馬力数の制限については、この規則による改正後の第五十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年八月二十七日三重県規則第五十九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条から第五十五条までの改正規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定により同条第四号から第六号までの漁業についての許可を受けている者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の三重県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第七条の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る当該許可の有効期間は、新規則第十条の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧規則第七条の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第二十二条第一項の規定により旧規則第七条第四号から第六号までの漁業についての起業の認可を受けている者は、施行日に新規則第二十二条第一項の規定により起業の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該起業の認可を受けたものとみなされる者に係る知事が指定した期間は、新規則第二十三条の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧規則第二十二条第一項の規定による起業の認可において知事が指定した期間の残存期間と同一の期間とする。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成十七年八月三十日三重県規則第六十八号）
 - 1 この規則は、平成十七年九月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成十八年四月十四日三重県規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日三重県規則第五十二号）
 - 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第七条の規定により同条第一号から第七号まで及び第九号から第十二号までの漁業についての許可を受けている者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の三重県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第七条の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る当該許可の有効期間は、新規則第十条の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧規則第七条の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第二十二条第一項の規定により旧規則第七条第一号から第七号まで及び第九号から第十二号までの漁業についての起業の認可を受けている者は、施行日に新規則第二十二条第一項の規定により起業の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該起業の認可を受けたものとみなされる者に係る知事が指定した期間は、新規則第二十三条の規定にかかわらず、同日におけるその者に係る旧規則第二十二条第一項の規定による起業の認可において知事が指定した期間の残存期間と同一の期間とする。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年七月七日三重県規則第五十九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第十三号様式の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の第十三号様式の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

附 則（平成二十三年四月八日三重県規則第二十二号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の三重県漁業調整規則第四十九条第三項の規定により交付した許可証は、改正後の三重県漁業調整規則第四十九条第三項の規定により交付した許可証とみなす。

附 則（平成二十六年四月一日三重県規則第三十七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 三重県漁業調整規則の一部を改正する規則（平成十四年三重県規則第二十四号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同規則による改正前の三重県漁業調整規則第五十条の規定の適用については、同条中「三十五馬力」とあるのは、「六十馬力」とする。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第 1（第 36 条関係）

鳥羽市離島地域以北の海域

別表第 2（第 42 条関係）

たいまき網禁止区域

別表第3（第47条関係）

伊勢湾の区域



- 1 鳥羽市小浜町西崎
- 2 鳥羽市桃取町島ヶ崎
- 3 鳥羽市答志町長刀鼻
- 4 鳥羽市神島町ゴリ鼻
- 5 鳥羽市神島町オオカ鼻
- 6 愛知県田原市伊良湖町古山頂上
- 7 愛知県知多郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標
- 8 愛知県知多郡南知多町大字林崎突端

第 1 号様式の 1 (第 4 条関係)

代 表 者 選 定 届

年 月 日

三重県知事 へ

住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕	印
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕	印
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕	印

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから、届け出ます。

記

代表者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称)

(規格 A4)

第 1 号様式の 2 (第 4 条関係)

代 表 者 変 更 届

年 月 日

三重県知事 へ

住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕	印
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕	印
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称及 び代表者の氏名 〕	印

下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。

記

旧代表者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称)

新代表者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称)

(規格 A4)

第2号様式（第5条関係）

漁業権（入漁権）行使規則認可（変更認可）申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所

〇〇漁業協同組合

理 事 氏 名 印

年 月 日三重県告示第〇号によつて公示された〇第〇号に係る漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合〇第〇号〇〇〇漁業権（入漁権）行使規則を制定（変更）したいので、関係書類を添えて認可（変更認可）を申請します。

（規格 A4）

第3号様式（第5条関係）

〇 〇 漁 業 免 許 申 請 書

年 月 日

三重県知事 あて

住 所
氏 名

（ 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 ）

印

年 月 日三重県告示第〇号によつて公示された共（区、定）第〇号漁業の免
許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（規格 A4）

第4号様式（第5条関係）

遊漁規則認可（変更認可）申請書

年 月 日

三重県知事 あて

住 所

〇〇漁業協同組合

理 事 氏 名 ④

年 月 日三重県告示第〇号によつて公示された内共第〇号に係る第5種共同漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内共第〇号第5種共同漁業権遊漁規則を制定（変更）したいので、関係書類を添えて認可（変更認可）を申請します。

（規格 A4）

第 5 号様式の 1 (第 9 条関係、第 2 2 条関係)

〇〇漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

印

下記により〇〇漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力、集魚燈の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、形式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無

(規格 A4)

第 5 号様式の 2 (第 9 条関係、第 2 2 条関係)

小型機船底びき網漁業許可 (起業認可) 申請書

年 月 日

三重県知事 あて

住 所
氏 名 { 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 } 印

下記により小型機船底びき網漁業の許可 (起業の認可) を受けたいので、申請します。

記

船名及び漁船登録番号

船舶の総トン数

推進機関の種類及び馬力数

漁業種類及 び地方名称	漁業 根拠地	操業区域	操業期間	使用漁具数	主な漁獲物 の 種類
()					
()					
()					
()					
()					

注 漁業種類及び地方名称欄の括弧内に地方名称を記入すること。

(規格 A4)

第6号様式（第9条関係）

〇〇による採捕許可申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名

（法人にあつては、名称及
び代表者の氏名）

印

下記により水産動植物採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕の区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶の総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

（規格 A4）

第 7 号様式の 1 (第 1 1 条関係)

第 号			
漁 業 許 可 証 住 所 氏名又は名称 様			
船 舶	船 名		漁船登録番号
	総トン数		推進機関の 種類及び馬力数
許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
漁業種類	操業区域	制限又は条件	操業期間
			月 日から 月 日まで
年 月 日 三重県知事 印			

(規格 A4)

第7号様式の2 (第11条関係)

第 号			
小型機船底びき網漁業許可証 住 所 氏名又は名称 様			
船 舶	船 名		漁船登録番号
	総トン数		推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数
許可の有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
漁 業 種 類 及 び 地 方 名 称	操業区域	制限又は条件	操業期間
()			月 日から 月 日まで
()			月 日から 月 日まで
()			月 日から 月 日まで
()			月 日から 月 日まで
年 月 日 三重県知事 印			

(規格 A4)

第7号様式の3 (第11条関係)

第 号	
による採捕許可証	
住 所 氏名又は 名称 様	
採 捕 の 種 類	
採 捕 の 区 域	
採 捕 の 期 間	月 日から 月 日まで
採捕に従事する者の 住 所 及 び 氏 名	
許 可 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
船 舶	船 名
	漁 船 登 録 番 号
	総 ト ン 数
	推 進 機 関 の 種 類 及 び 馬 力 数
制 限 又 は 条 件	
年 月 日	
三重県知事 印	

(規格 A4)

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	ミエ自〇〇〇
小型機船底びき網漁業のうち手繰第 3 種漁業（第 1 種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的としたものに限る。）	ミエ手〇〇〇
上記以外の小型機船底びき網漁業	ミエ 〇〇〇

備 考

各文字の大きさは 8 センチメートル以上、太さは 2 センチメートル以上、間隔は 2.5 センチメートル以上とする。

第9号様式の1 (第17条関係)

〇〇漁業許可の内容(起業認可)変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名 { 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 } 印

下記により〇〇漁業の許可の内容(起業認可)の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可(認可)番号
- 3 許可(認可)年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	変 更 前	変 更 後

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

(規格 A4)

第9号様式の2（第17条関係）

〇〇による採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名

（ 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 ）

印

下記により〇〇による採捕の許可の内容の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	変更前	変更後

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

（規格 A4）

第10号様式の1 (第18条関係)

〇〇漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

印

下記により〇〇漁業の許可証の書換交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書き換えようとする事項

項 目	現 在 の 許 可 証 の 記 載 事 項	書 き 換 え よ う と す る 内 容

- 5 書換えを必要とする理由

(規格 A4)

第10号様式の2 (第18条関係)

〇〇による採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

印

下記により〇〇による採捕許可証の書換交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書き換えようとする事項

項 目	現 在 の 許 可 証 の 記 載 事 項	書 き 換 え よ う と す る 内 容

- 5 書換えを必要とする理由

(規格 A 4)

第 1 1 号様式 (第 1 9 条関係)

〇〇漁業 (〇〇による採捕) 許可証再交付申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称及
び代表者の氏名)

印

下記のとおり許可証を亡失 (き損) したので再交付を申請します。

記

- 1 漁業 (採捕) の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 亡失 (き損) の始末

(規格 A4)

第 1 2 号様式（第 4 5 条関係）

岩 礁 破 砕 等 許 可 申 請 書

年 月 日

三重県知事 あて

住 所
氏 名

（ 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 ）

印

下記により岩礁破砕（土石採取）の許可を受けたいので、申請します。

記

1 目 的

2 漁業権の免許番号

3 区 域

4 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

5 補償の措置

6 その他参考事項

（規格 A4）

第 13 号様式（第 49 条関係）

特 別 採 捕 許 可 申 請 書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名

（ 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 ）

印

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
三重県漁業調整規則第 条第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- 5 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 使用漁具及び漁法
- 7 採捕の区域
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

（規格 A4）

第 1 4 号様式 (第 4 9 条関係)

第 号	
特 別 採 捕 許 可 証	
住 所 氏名又は名称 様	
適用除外の事項	三重県漁業調整規則第 条第 項
採捕する水産動植物の種類及び数量	
採捕の区域	
採捕の期間	月 日から 月 日まで
使用漁具及び漁法	
採捕に従事する者の住所及び氏名	
許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
船 舶	船 名
	漁船登録番号
	総 ト ン 数
	推進機関の種類及び馬力数
制限又は条件	
年 月 日	
三重県知事 印	

(規格 A4)

第 15 号様式（第 49 条関係）

特別採捕許可証記載事項変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名 { 法人にあつては、名称及
び代表者の氏名 } 印

下記により特別採捕の許可証記載事項の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

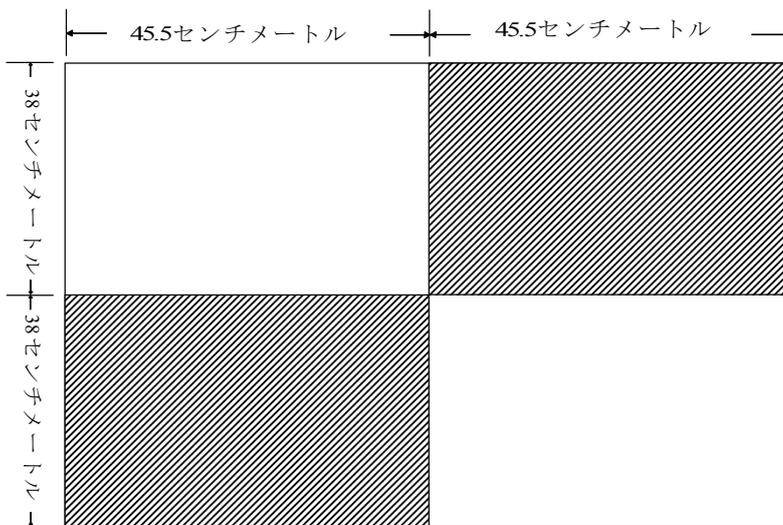
- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	変 更 前	変 更 後

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

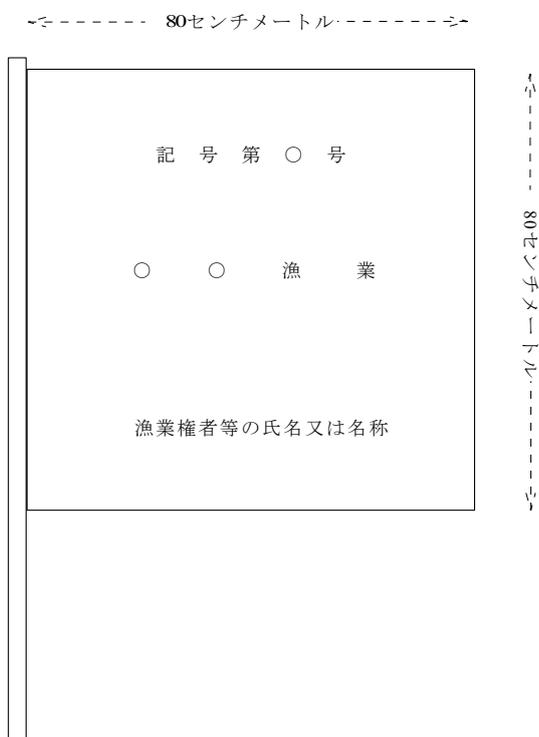
（規格 A4）

第 16 号様式 (第 54 条関係)



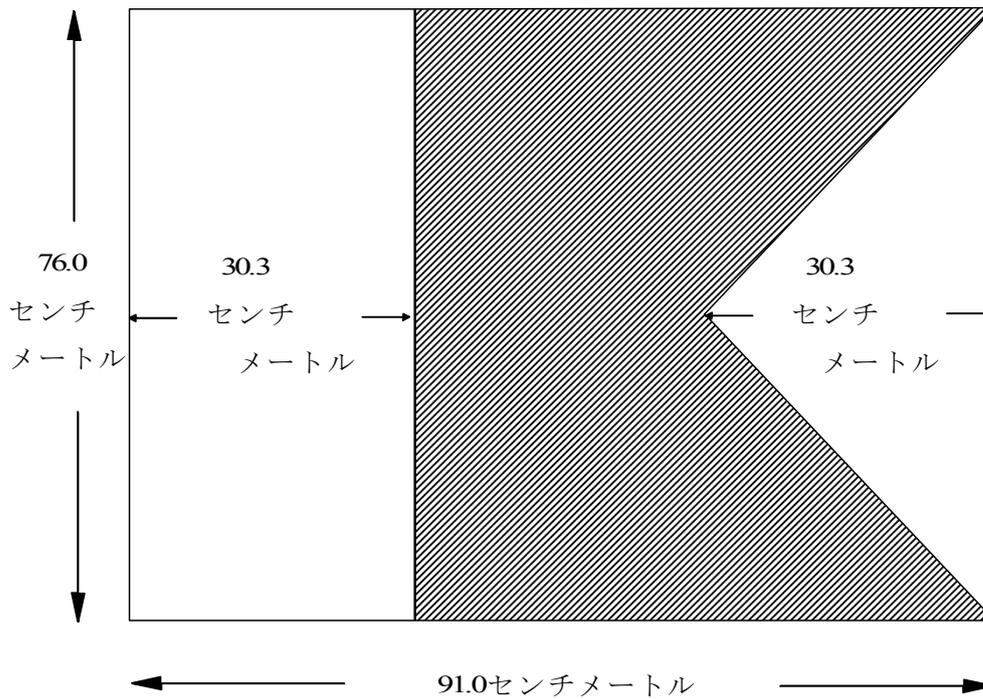
- 備考 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。

第 17 号様式 (第 57 条関係)



- 備考 標識は赤字の布地である。

第 18 号様式 (第 59 条関係)



備考

- 1 斜線の部分は藍色であり、その他の部分は白色である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「A」旗（私は潜水夫をおろしている。微速で十分避けよ）である。